



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

台風一過で気温や湿度がぐっと下がり、朝晩はめっきり肌寒くなっています。赤とんぼが飛んでいる様子や、彼岸花が咲くのを見るとすっかり秋が深まりつつあるように感じました。次の三連休はところによって天気が良くないようですが、当面台風が来ないのを祈りたいと思います。



今回は取引先の経営危機時に販売した商品を引き揚げることのリスクと注意点の記事と、生前のお年玉などの援助が遺産分割協議でどう扱われるのかに関する記事です。それ以外は今回は税務会計についての記事です。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

取引先の経営危機時に販売した商品を引き上げることのリスクと注意点

22.09.21 | オリジナルメルマガ



現在担保に関する法規制の改正に向けた議論がされていますが、現在の法規制の下で取引先に販売した商品を支払いがない状況で引き上げることには何かしら問題があるのでしょうか？



○代金回収の優先権の存在とリスク

土地建物の場合には、支払いで登記を移転しない等の備えがあります。商品関係も譲渡担保という方法を用いて対応が可能な部分がありますが、これ以外に土地建物以外の動産と呼ばれるものには法律上当然に認められている担保権が存在します。

ここでいう担保権とは、取引先の支払いがない場合に、担保に入っている物品や権利を売却あるいは売掛金を回収することで回収を図るもので、売掛金などは債権譲渡担保というものである程度公に示す制度が存在します。ただし、取引先の経営危機時期での担保設定や経営危機時に権利移転をするような合意をすることは後でその合意の効力が否定されることがあります。破産などの倒産手続き数年前に改正された同様の機能を持つ詐害行為取り消し権・否認権と呼ばれる制度です。簡単に言えば、せっかくの合意や回収の効力を否定される意味合いを持ちます。

回収や担保設定（経営危機時期の設定）についてのリスクはこうした後で効力をひっくり返される・場合によっては賠償請求を受けかねないという点です。総裁も同じように優先回収の意味合いを持つ制度ですが、経営危機時期の相殺については同様の効力をひっくり返す（相殺制限）制度が存在します。

販売した商品には先ほど軽く触れた法律上当然に認められる担保権（動産売買の先取特権と呼ばれるもの）が存在します。この制度を使った回収も法律で定められた手続きを取らなければならないのが本来の話ですので、今回のタイトルにあるいきなり回収を図ることがどうなのかという問題は出てきます。

○売買契約などを契約解除あるいは合意のもと持ち去る場合は？

契約解除をすれば契約はなかったものになるので商品は回収は可能です。そうでなくとも合意のもと回収する事柄は、未払いになっている代金などを商品によって支払う合意をしたものと言えます（この合意を代物弁済、要はお金ではなくモノによって支払いをする合意、代金は支払ったことになり回収を図ることができます）。

経営危機時期について先ほど効力をひっくり返すことができるという規制を先ほど触れました。これは、経営危機行きにはイメージしやすいところですが、我先にと回収を図る・人間関係等から特定の債権者の回収を図るようにすることで、債権者を不平等に扱う・他の債権者の回収が図りにくくなるという点が出てきます。倒産手続きでは債権者に平等に泣いてもらうために、平等取り扱いを図る・その他経営危機時期でも同様に考えるというために導入されたものです。

先ほど触れた法定の担保権があつて優先回収することが可能であるという話を触れました。これは当然その代金などの金額の範囲での話です。商品で代金を支払ったとする場合には、この優先回収ができる範囲での話なので特に他の債権者を不平等にすることにならないのではないかという話が出てきます。実際、販売した商品が取引先に残っている場合に、相手の合意を得て引き上げた場合に、先ほどの効力を否定する制度の適用を受けないという判例（最高裁昭和41年4月14日判決民集20巻4号611ページ）が存在します。

ただし、取引先が転売+引き渡しを転売先をした場合には話が変わってきます。これは、法律上転売をした場合であっても、転売代金を優先回収する権利が元々の売り主には存在します。商品の回収権も法定の手続きをとれば本来存在します。しかし、法律上、商品については別の方に引き渡しをした場合には回収することができないとされており、転売代金に該当するお金も別の方に支払う等すれば同様に回収ができなくなるとされています。転売が行われ商品を転売先に引き渡し・その代金になるようなお金が無くなつた状況で、商品を取りもどす行動は本来回収できない商品を回収できないように担保を付けた行動と評価され、その効力を否定される可能性が高くなります。

分かりにくいので、まさしくこのような判断を行つた判例（最高裁平成9年12月18日判決民衆51巻10号4210頁）を触れておきます。最近はあまり使われなくなった手形を使っての取引で仕入れた商品を転売後に手形不渡りになり、元々の売り主から商品を返すよう供給され・買主が転売先との転売契約を解除し商品を取り戻し、その後元の売り主が引き上げて代金回収を行つた（代物弁済を行つたという話です。手形不渡りとは、支払い期日に支払いがなされないことで手形による回収ができないことで通常は経営危機時期に起こります（銀行取引は停止になります）。

この場合に、本来は転売と引き渡しによって元の売却した商品は優先回収できなくなつたにもかかわらず、新たに優先回収できるようにした行為が債権者を不平等に扱うと判断されています。

○取引先の合意なく持ち去り回収する場合には？

勝手に持ち去る行為は法律上許容されていません。何かしら合意があったといえる事情があればともかく、そうでない場合には取引先あるいは倒産手続きでの関与者からの愛称請求を受けるリスクが存在します。こうした問題を取り扱つた裁判例はいくつもありますが、そのうちの一つとして福岡地裁昭和59年6月29日判決判例タイムス533号191頁があります。

このケースは経営不振となった事業者が裁判所を通じない形で整理を行おうとしたところ、債権者が多数事業所に押し掛け商品回収などを図ろうとし、一部の債権者は勝手に商品を持ち帰ったというものです。持ち帰られたことについての損害賠償のお金を代金（厳密には手形による回収できるお金）と相殺できるかが争われたものです。相殺を行う損害賠償をする場合にあたるのかどうかが争点となっています。

いわゆる取り付けにあたりますが、損害賠償が生じるかどうか（法律上の不法行為と言えるのかどうか）について裁判所は一定の判断基準を示したうえで、このケースでの具体的な事実関係から賠償請求は認められると判断しています。このケースでは商品を持って行った事実は争いがありませんが、販売した商品などを平穡に引き合上げた等との反論が出ていて、引き上げの態様や引き上げた商品などだけなどの事実関係も争いが出ています。

判断基準は取引上の債権回収として社会一般の考え方によらして許容される程度の引き上げ行為であったのかというものです。このケースでの認定された事実は、相手先の経営危機が生じた後に・相手先が止めるよう生ずるのを振りほどいて商品を持ち去るものであった・持ち去った商品も販売した商品以外の商品も相当程度含まれていた（引き上げだけとは言えない側面）・引き上げた側も返品ではなく半値程度の金額で新規に仕入れたものとして経理処理していること等です。そして、今あげた認定された事実部分から許容される回収行為ではないとして賠償責任を否定しています。

ここでは民事の賠償責任の話ですが、相手が管理しているものを強引に持ち去る行為は窃盗罪あるいは強盗罪などに該当する可能性もあります。

経営危機時期に相手の同意なく持ち去る場合には、それが商品の引き上げと言える範囲なのか・引き上げ時の態様が穏やかなものであったのかなどがポイントになります。同意がない場合には、賠償請求以外にはお金の請求を受ける可能性はなくなりますが、相手の制止を振り切る場合には民事・刑事上のリスクを負いかねない点は無視できないでしょう。

一方で合意をしての回収の場合であっても後でその合意による回収の効力を否定される⇒回収したはずのお金の支払いを呼びなくされる場合がある点も注意が必要です。法律上の手続きは煩雑ではありますが、リスクも頭に入れたうえで早期に手続きをとるかどうかを決める必要があります。筆者個人としては法的手続きを取った方がいいのではないかと思います。

生前のお年玉などの援助が遺産分割協議でどう取り扱われるのでしょうか？（特別受益と持戻し免除について）

22.09.18 | オリジナルメルマガ



遺産分割の際の調整事情の中で、既にもらっている部分を調整すべきというものが問題となることがあります。生前贈与ではありますが、入学祝や結婚祝いのようなものから家を購入する際の資金までその内容は様々です。また、その証拠が残っていない金額など不明確になっていることもあります。

遺産分割の際に、生前「生計の資本」の贈与を受けている場合に相続人の公平の関連から「特別受益」と呼ばれるものとして扱って調整をするかどうか・仮に「特別受益」になるとしても、調整免除の意思が示されている（遺言であれば明確ですが、なくても亡くなった方の言動などから示されているといえる場合があります）のかどうかが問題になります。今回は比較的最近の裁判例で問題になったものを踏まえつつ、この問題を取り上げていきます。



○親から生前援助を受けていた場合、どこまでが調整対象となるのでしょうか？

一般に亡くなった親からその生前に何かしらの援助を受けていたとしても全てが調整される対象になるわけではありません。親から子どもには扶養義務がありますので、この範囲内である・一般的に見て親から子供に行う援助レベルであればわざわざ調整の必要性がないためです。そのため、お年玉や入学祝などは多くは調整対象から外れるでしょうが、自宅購入費のように生活に関わりかつ金額の大きなものや遺産と比べて金額が大きい場合は調整の対象になる可能性が高くなります。どこからが対象になるのかが問題となります。

贈与した金額の絶対額は当然重要ですが、名目や贈与した側の収入や財産、受けた側の収入や財産・社会的に見てどう捉えられるか（贈与時点）等を踏まえて、公平の観点から調整の必要があるのかどうかという話になります。贈与

時点にもよるでしょうし（例えば、50年程度前になれば今とは物価水準も大きく異なります）、その人の特性によっても異なるてくるので一概には言えないところがあります。

○近時の裁判例ではどのような点を考慮して判断しているのでしょうか？

先ほど触れました比較的最近の裁判例（東京高裁平成30年11月30日決定・家庭の法と裁判31号90頁）を取り上げます。このケースでは生前の贈与（2件分）が「特別受益」に該当して調整対象になるのかどうか・亡くなった方からその対象から外す意思が示されたと評価できるのかが問題になりました。昭和51年ころの贈与（自宅購入用か祝い金かで争いがあります）・その後の自宅購入資金名目の贈与が決定の内容から問題となったようです。先ほども触れました当時の絶対額（比較的最近であれば物価の問題はないように思われます）等の事情から、その一部を特別受益と判断しています。特別受益を争う側は、通常これが認められても調整不要という意思が亡くなった方により示されている（持ち戻し免除の意思を示す）ことで調整不要であるという反論を準備することが多いようですが、このケースでも問題となっています。

通常こうした意思は遺言などで明確に示されていない場合に問題になりますので、そう評価できる言動があったといえるかが争いになります。一般に贈与をした動機や金額、亡くなった方ともらった方との関係性・贈与時の亡くなった方の健康状態や金銭状態などが考慮されるとされています。贈与をする強い動機があり、関係が良好で判断に問題がない等の事情があれば調整不要へと傾きやすい面があります。このケースでは贈与の動機などを考慮の上、調整不要という意思を示していたものと言える（結論として調整不要）と判断しています。

遺産分割で問題とよくなりうる争点の一つではありますが、遺産分割で協議をする際にはこれらの点が家庭裁判所の手続きではどうなるかを見据えての対応も必要となってきます。

法人税の申告が間に合わないときは期限の延長を申請しよう！

22.09.13 | ビジネス 【税務・会計】



法人税は、事業者が自ら税務署へ申告を行い、確定した税額を納付する

仕組みがあります。

納税に関しては、法人税法により、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告を行うように定められており、税金の納付期限も2ヶ月以内と決まっています。

この期間を過ぎると、加算税や延滞税などのペナルティが課される可能性があります。

しかし、申請をすれば、申告の期間を延長できる場合があります。

今回は、法人税にまつわる申告期限の延長について解説します。

自然災害などの事情があれば期間延長も



法人税の申告と納付は、原則として事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内と決められています。

ただし、申告期限及び納付期限の最終日が土日もしくは祝日の場合は、その翌日が期限となります。

納税者はこの期限内に申告する必要があり、もし、期限内に申告するのを忘れてしまったら、できるだけ早く申告しなければなりません。

申告期限を過ぎてから申告することを『期限後申告』と呼びますが、期限後申告は本来納めるべき法人税のほかに、無申告加算税や重加算税を課せられてしまうことがあるので注意が必要です。

ただし、納税者にも、自然災害などのやむを得ない事情で申告や納付できない場合があります。

このように、納税者に責任がない事情で納付が遅れるケースでは、国税庁が被災地域と期日を指定し、申告と納付の期間を延長することができます。

これを『地域指定による期限延長』といいます。

地域指定による期限延長で国税庁から指定された地域の事業者は、特に期間延長の申請手続きなどをする必要はなく、納付期間が延長されます。

地域や期日は指定され次第、官報に掲載されるので、該当する被災地域であればチェックしておきましょう。

ただし、地域指定による期限延長は、指定地域に納税地のある納税者に限られます。

たとえば、指定地域内に事業所があったとしても、納税地が指定の地域外であれば、地域指定による期限延長の適用を受けることはできません。

また、災害ではなく、国税庁のシステムが使用不能になったなどの理由があれば、国税庁が対象者の範囲と期日を指定する『対象者指定による期限延長』が行われます。

さらに、地域や対象者ではなく、個別に指定される期限の延長もあります。

『個別指定による期限延長』では、災害などのやむを得ない個別の理由がある場合、延長申請の承認を受ければ、その理由の収まった日から2カ月以内に限って申告と納付の期限が延長されます。

申告期限の延長の特例で1カ月延長が可能に

ここまで説明は、やむを得ない事情があって期限を延長せざるを得ないケースでした。

これ以外にも、会社の運営上の事情など、公的にやむを得ない理由でなくとも延長できる『申告期限の延長の特例』があり、申請すると申告を1カ月延長することができます。

株式会社では、通常、株主総会を開き、株主から決算書の承認を受けて確定申告を行うことになります。

しかし、会社法では事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に株主の権利行使ができると定めており、法人税法の事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に申告を行うという決まりとは、ズレが生じてしまいます。

もし、株主総会の開催が事業年度終了の日の翌日から2.5カ月後であれば、申告には間に合いません。

そこで、特例として、申請を行えば申告期限の延長が認められています。

特例を受けるにはいくつか条件があり、一つは、定款に『定期株主総会を事業年度終了後3カ月以内に行う』と記載されている必要があります。

定款に記載された定期株主総会の開催時期は会社法よりも優先されるため、定款で開催を2カ月以内としているのであれば、記載の通り2カ月以内に定期株主総会を開かなければならず、延長を受けることはできません。

また特例の適応には申請が必要で、事業年度終了の日までに『申告期限の延長の特例の申請書』を所轄の税務署に提出する必要があります。

審査を経て承認されることで、1カ月の延長が認められますが、納付については延長されないため注意が必要です。事業年度終了日の翌日から2カ月以内に納付しないと利子税がかかるので、延長が認められた上で、2カ月を過ぎて申告する場合には、概算の納付税額を計算して、見込みの金額で納付することになります。

見込みの納付額と確定額に差額がある場合は、その差額についての納付もしくは還付を受ける手続きも必要になります。

忙しくて書類が作れないなど、申告や納付が期限内に終わらないことが予想できる場合は、あらかじめ専門家に相談するなどして申告期限の延長を検討しましょう。

※本記事の記載内容は、2022年9月現在の法令・情報等に基づいています。